

目 次

公平委員会規則

ページ

- 4 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 1

公平委員会規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 30 年 5 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 高 杉 幹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 4 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
9 阿賀野市		9 阿賀野市	
機 関	職	機 関	職
(略)		(略)	
長 部 局	(略)	長 部 局	(略)
	福祉事務所長 市長政策・市民協働課の課長補佐、秘書広報広聴係長及び秘書広報広聴係の秘書担当の職員 総務課の課長補佐、庶務係長及び人事係長並びに人事係の人事、給与又は服務担当の職員（企画に関する事務を行うものに限る。）及び職員団体担当の職員 企画財政課の課長補佐及び財政係長		福祉事務所長 市長政策課の課長補佐、秘書係長及び秘書係の秘書担当の職員 総務課の課長補佐、庶務係長及び人事係長並びに人事係の人事、給与又は服務担当の職員（企画に関する事務を行うものに限る。）及び職員団体担当の職員 企画財政課の課長補佐及び財政係長
	(略)		(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。